

諮詢番号 令和7年度諮詢第2号
審査庁 茅ヶ崎市長 佐藤 光
事件名 7茅予第480号保有個人情報一部開示決定処分取消請求事件

7茅情個審査答申第3号
令和7年12月18日

答申書

審査請求人からの頭書事件に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

- 1 茅ヶ崎市長が、令和7年7月16日付け7茅予第480号で行った保有個人情報一部開示決定処分のうち、別表1に掲げるものを開示すべきである。
- 2 その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

第2 事案の概要

- 1 令和7年4月8日、審査請求人は、茅ヶ崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、自身に係る対応経過についてのファイル全体についての保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 令和7年5月21日、実施機関は、本件開示請求に対し、「令和6年8月22日付質問書、令和6年10月4日付質問書及び令和7年3月21日付回答書（修正後）」ほか16件を特定し、その一部が法第78条第1項第2号、第3号及び第7号に該当するとして、一部開示決定処分（以下「前処分」という。）を行った。
- 3 令和7年5月28日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、前処分を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「前審査請求」という。）を行った。
- 4 令和7年7月16日、実施機関は、前審査請求を機縁として、前処分の妥当性を改めて検討した結果、前処分において不開示とされた情報のうち、一部について開示し、かつ、対象文書を追加するため、前処分を自ら取り消した上で、本件開示請求に対し、「令和6年8月22日付質問書及び令和7年3月21日付回答書（修正後）」令和6年10月4日付質問書及び令和7年3月21日付回答書（修正後）」ほか16件（以下「本件対象文書」という。）をその一部が法第78条第1項第2号及び第3号に該当するとして、一部不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 5 令和7年7月24日、前処分が取り消されたことから、審査庁たる茅ヶ崎市長は、前審査請求を却下した。
- 6 令和7年8月5日、審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分を取り消すとの裁決を求める本件審査請求を行った。

第3 審理関係人の主張要旨

- 1 審査請求人の主張要旨

(1) 他機関職員名について

他機関の公務員や公的機関職員は、その職務の範囲内で行動・発言したものであり、私生活上の情報ではない。

よって、他機関の担当者名や担当社員について「特定の個人を識別できる」として一律に不開示とするのは、職務上の活動を秘匿するものであり不当である。

(2) 業者（会社担当者名）について

企業名は、法第2条第1項に定義される個人情報には該当しない。

担当者名は、取引関係に基づく業務上の情報であり、一般にプライバシー性は低い。担当者名が取引企業名から容易に推測可能である点や、業務上公開されることが一般的である。

したがって、本件の企業名及び担当者名については開示されるべきである。

(3) 離隔距離の数値について

離隔距離の数値は、個人の私的事項や権利利益を害するものではなく、公益性が優越する情報である。

したがって、これを法第78条第1項第2号に基づき不開示とした判断は不当であり、匿名化や加工を前提とした部分開示により情報提供すべきである。

(4) 法人の代表者の印影について

法人の代表者の印影は、法人の正当な事業活動や利益を害する情報とは言えず、法第78条第1項第3号イの不開示理由には該当しない。

(5) 個人の行動及び発言について

個人の行動及び発言は、行政監督や審査請求の適正性確保のために必要な情報であり、法第78条第1項第2号の不開示理由には該当しない。

(6) 以上より、実施機関の主張は不合理であり、保有個人情報開示請求制度の趣旨、公共安全への配慮、裁量権の適正運用のいずれの観点からも、本件不開示部分は不当である。よって、本件処分は、取り消し、又は是正されるべきである。

2 実施機関の主張要旨

(1) 他機関の担当者名及び担当者印並びに個人の氏名及び電話番号については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、その記述等により特定の個人を識別できるものであるため、法第78条第1項第2号に該当する。

(2) ふろがまの設置を依頼した会社名は、個人の取引先であり、特定の個人の私的事項に関する情報で、社会通念上他人に知られたくないものであることから、法第78条第1項第2号に該当する。

(3) 建物付帯設備からの離隔距離の数値は、個人の所有物の配置状況に関するもので、特定の個人の私的事項に関する情報で、社会通念上他人に知られたくないものであることから、開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法第78条第1項第2号に該当する。

(4) 法人の代表者の印影は、それを開示すると法人の正常な事業活動を阻害し、その正当な利益を害するおそれがあるものであるため、法第78条第1項第3号イに該当する。

(5) 個人の発言や行動は、個人を識別できるものや、特定の個人の私的事項に関する情報で、社会通念上他人に知られたくないものであることから、法第78条第1項第2号に該当する。

(6) 以上より、本件処分に違法及び不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審査会の判断

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、実施機関は本件対象文書を特定し、このうち別表2に掲げるそれぞれの文書（以下「本件文書」という。）について、その一部が法第78条第1項第2号及び第3号に該当するとして、本件処分を行った。

別表2に掲げる文書は、ガス給湯付ふろがま（以下「本件機器」という。）の離隔距離に関する市民からの相談に際して作成されたものであり、住所、氏名、相談日時、担当者及び相談内容からなる。なお、別表2の文書2には、本件機器及びその設置箇所に関する資料、工事説明書、製造業者による離隔距離に関する報告書、当該報告書に付されたガス機器防火性能評定通知書及び形式認証書並びにガスふろ給湯器の取扱説明書が添付されている。

本件処分に対し、審査請求人は、実施機関が主張する不開示情報に該当しないとして、本件処分の取消しを求めている。

実施機関は、本件処分が妥当であると主張していることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）該当性について
法第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報…（略）…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの…（略）…又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とする旨を規定する。

当審査会が本件文書を見分するに、別表2の文書1から文書5まで及び文書7には他機関の担当者名若しくは担当者印又は個人の氏名若しくは電話番号が、別表2の文書4及び文書5には個人の発言や行動が記載されていた。これらは審査請求人以外の個人に関する情報であって、その記述等により特定の個人を識別することができるものであり、又は特定の個人の私的事項に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

さらに、別表2の文書5及び文書6には本件機器の設置を依頼した会社名（以下「本件会社名」という。）が、別表2の文書1及び文書3から文書5までには、本件機器の離隔距離の数値（以下「本件数値」という。）が記載されていた。

本件会社名は、個人の取引先であり、本件数値は、個人の所有物の配置状況に関するものであって、社会通念上他人に知られたくないものであることから、特定の個人の私的事項に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、上記の情報は、法第78条第1項第2号に該当する。

一方、茅ヶ崎市火災予防条例（平成4年茅ヶ崎市条例第3号）別表第1に規定する離隔距離の基準については、一般に公表されているものであり、開示することによって、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは言えず、法第78条第1項第2号に該当しないため、これを開示すべきである。

- (2) 法第78条第1項第3号（法人情報）該当性について

法第78条第1項第3号は、「法人その他の団体…（略）…に関する情報…（略）

…であって、次に掲げるもの。…（略）…イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を開示とする旨を規定する。

当審査会が本件文書を見分するに、別表2の文書2には、法人の代表者印が認められた。法人の代表者印は、代表権限の有無がそれにより確認されるという重要な機能を有するものであり、この印影が他人に悪用されると会社は大きな不利益を被るおそれが高いものである。

よって、法人の代表者印は、開示されることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、同号に該当する。

(3) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、当審査会は「第1　結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

令和7年 9月10日 諮問受理
令和7年10月 6日 審議（令和7年度第1回審査会）
令和7年12月 5日 審議（令和7年度第2回審査会）
令和7年12月18日 答申

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

嘉藤 亮（会長）
大川 宏之
鈴木 慎一
原口 佳誠
福島 利宗

別表1
本件対象文書の開示すべき部分

	決定通知書の文書No	請求に係る行政文書の名称又は内容	頁	開示すべき部分
1	10	市民相談について（令和7年3月13日）	1	【相談内容】のうち 5行目の3文字目及び4文字目 6行目の3文字目及び4文字目
2	12	市民相談について（令和6年12月25日）	1	【相談内容】のうち 10行目の23文字目及び24文字目 10行目の37文字目及び38文字目
3	14	市民相談について（令和6年10月4日等）	1	【相談内容】のうち 9行目の28文字目及び29文字目

備考1 文字数は1行に記録された文字を左詰めにして数え、記号は1文字として数える。

2 空白は行、文字数に数えない。

別表2
本件対象文書において一部不開示とした文書

	決定通知書の文書No	内容
1	10	市民相談について（令和7年3月13日）
2	11	市民相談について（令和7年1月14日）
3	12	市民相談について（令和6年12月25日）
4	13	市民相談について（令和6年12月10日）
5	14	市民相談について（令和6年10月4日）
6	15	市民相談について（令和6年8月22日①）
7	16	市民相談について（令和6年8月22日②）